

長崎県長大橋維持管理事業

基本協定書(案)

令和7年10月
(令和7年12月修正)

長崎県

2 乙は、募集要項等を十分に理解しこれに同意したこと、及び募集要項等を遵守の上、甲に対し本件提案を行ったものであることを確認し、本件提案を誠実に履行するものとする。

(事業者の設立)

第4条 乙のうち代表企業及び構成員は、事業契約の仮契約の締結日までに、募集要項等、本件提案及び次の各号の定めに従って特別目的会社たる事業者を設立し、設立後速やかに事業者の履歴事項全部証明書、定款の原本証明付写し及び株主名簿の原本証明付写しを事業者から甲に提出させる。その後登記事項、定款又は株主名簿が変更された場合も同様とする。

- (1) 事業者は、会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社とし、本店所在地を長崎県とする。
 - (2) 事業者の資本金は、【 提案書等に示された資本金額】円以上とする。
 - (3) 事業者の定款の目的には、本事業に関連のある事業のみを定める。
 - (4) 事業者は、会社法第107条第2項第1号イに定める事項について定款に定めることにより、その発行する全ての株式を同法第2条第17号に定める譲渡制限株式とし、新株予約権(新株予約権付社債を含む。以下同じ。)を発行する場合には、その発行する全ての新株予約権を同法第243条第2項第2号に定める譲渡制限新株予約権とする。ただし、同法第107条第2項第1号ロに定める事項及び会社法第140条第5項ただし書に定める事項については、定款に定めではならない。
 - (5) 事業者における会計年度は、毎年4月1日を始期とし、翌年3月31日を終期とする1年間とする。
ただし、最初の会計年度の始期は、事業者の設立日とする。
 - (6) 事業者は、会社法第326条第2項に基づき、定款の定めによって取締役会、監査役及び会計監査人を設置しなければならない。
なお会計監査人の設置は任意とする。
- 2 乙は、事業者の設立後速やかに、事業者に別紙4の様式による確認書を作成させたうえ甲に提出しなければならない。取締役、監査役若しくは会計監査人又は代表取締役の変更がなされたときは、かかる変更を速やかに書面にて甲に通知するものとする。

(事業者の株主)

第5条 乙のうち代表企業及び構成員は、前条第1項の規定に基づき事業者を設立するに当たり、別紙1に代表企業及び構成員の出資分として記載されている株数及び金額の出資をする。

- 2 乙のうち代表企業及び構成員は、次の各号の事項を誓約し、かつ、コンソーシアム構成企業以外の出資者に誓約させ、また、事業契約締結及び増資の後直ちに別紙2の様式の誓約書を甲に提出し、かつ、コンソーシアム構成企業以外の出資者に提出させなければならない。
- (1) 事業期間が終了するまでの間、代表企業及び構成員が事業者の株式を保有し、かつ、代表企業の議決権保有割合が株主中最大となることを維持すること。
 - (2) 事業者が株式又は新株予約権を新規発行しようとする場合には、各株主は、これらの発行を承認する株主総会において、代表企業の議決権保有割合が株主中最大となることを維持することが可能となるように、その保有する議決権行使すること。
 - (3) 各株主は、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、その保有に係る事業者の株式について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分(合併・会社分割等による包括継承を含む。)を行わないこと。
 - (4) 各株主は、甲の事前の書面による承諾を得て、その保有に係る事業者の株式を譲渡しようとする場合には、譲受人に別紙2の誓約書と同様の内容の誓約書を事前に甲に提出されること。
 - (5) 各株主は、事業者が募集要項等及び本件提案に従って本事業を遂行していない場合、事業契約に